

## 山北町まち・ひと・しごと創生推進会議の今後の予定

令和元年度については、山北町第2期人口ビジョン総合戦略策定のため、1月～3月の間に3回の開催を予定しています。

令和2年度以降は、前年度の実績による効果検証等を行うため、年1回程度の開催を予定しています。

### 山北町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に当たり、幅広く町民や有識者等の意見を聴取するため、山北町まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごとに関すること。

#### (組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア等の関係者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他町長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

#### (庶務)

第7条 会議の庶務は、企画政策課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

附 則(平成28年告示第22号)